

環境影響評価書案の概要

—都市高速鉄道第12号線環状部建設事業—

平成2年4月

東京都地下鉄建設株式会社

1. 総合 括

1-1 事業者等の氏名及び住所

(1) 事業者

氏名：東京都地下鉄建設株式会社

代表者 代表取締役社長 西村 康雄

住所：東京都文京区小石川一丁目15番17号

(2) 都市計画を定める者

氏名：東京都知事 鈴木 俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1-2 対象事業の名称

都市高速鉄道第12号線環状部建設事業

1-3 対象事業の種類

鉄道の新設

1-4 対象事業の内容の概略

本事業は、都市高速鉄道第12号線環状部の工事として、新宿区西新宿二丁目から渋谷区代々木二丁目までの延長約28.8Kmの鉄道建設事業である。この区間には、北新宿、西大久保、若松町、柳町、新神楽坂、飯田橋、春日、本郷三丁目、上野広小路、元浅草、蔵前、両国、森下、清澄、門前仲町、月島、勝どき、築地、汐留、浜松町、赤羽橋、麻布十番、六本木、青山一丁目、国立競技場前、代々木(いずれも仮称)の26駅を計画している。

事業計画の概要は表1-4-1、路線平面図は図1-4-1に示すとおりである。

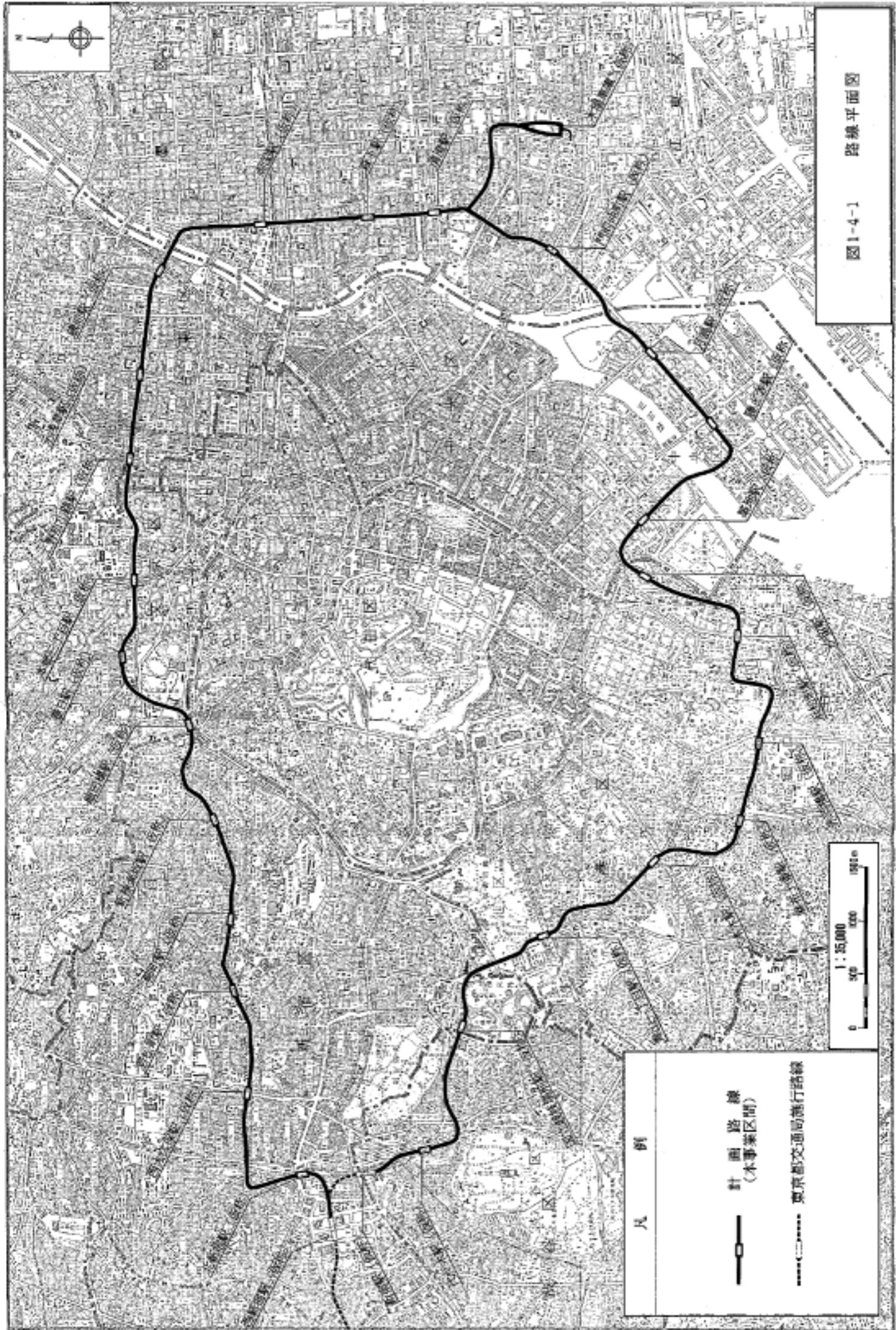
表1-4-1 事業計画の概要

項目	内容
区間	新宿区西新宿二丁目から渋谷区代々木二丁目まで
延長	約28.8Km
駅	26駅(地下)
単複線の別	複線
軌間	1,435mm
動力	電気(直流1,500ボルト)
工事予定期間	平成3年度～平成8年度
完成予定期間	平成8年度

路線平面図

図1-4-1

- 2 -



1-5 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して予測・評価項目を選定し、現況を調査し、対象事業の及ぼす影響について予測と評価を行った。評価の結論は表1-5-1に示すとおりである。

表1-5-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 騒音	工事の施工中、建設作業の騒音レベルは騒音規制法及び東京都公害防止条例で定める基準以下であり、さらに工事の施工にあたっては、適切な施工計画、工程の調整及び低騒音建設機械の導入等を行い、十分な環境保全対策を実施するので、周辺の生活環境への影響は少ないものと考える。
2. 振動	工事の施工中、建設作業の振動レベルは振動規制法及び東京都公害防止条例で定める基準以下であり、さらに工事の施工にあたっては、適切な施工計画、工程の調整及び低振動建設機械の導入等を行い、十分な環境保全対策を実施するので、周辺の生活環境への影響は少ないものと考える。 供用時の列車の走行による振動は日常生活において支障がない程度であり、さらに必要に応じて防振対策を施し振動の低減を図るので、周辺の生活環境への影響はないものと考える。
3. 水質汚濁	工事の施工にあたっては、極力濁水の発生を抑える工法や河川の底泥を攪拌しない工法を採用するとともに、河川への排水にあたっては、適切な濁水処理施設を設置し、東京都公害防止条例に基づく排水基準を遵守するため、影響は少ないものと考える。 さらに、掘削予定地の底質は暫定除去基準及び廃棄物の判定基準をいずれも下回る性状であり、影響はないものと考える。

予測・評価項目	評価の結論
4. 地盤沈下	<p>工事の施行中、開削工事区間においては剛性や遮水性の高い土留工法で施工し、さらに入念な施工管理を行う。また、シールド工事区間においても地下水位への影響の少ない閉塞式機械化シールド工法で施工し、さらに入念な施工管理を行う。したがって、周辺の建築物等に影響を及ぼすような地下水位の低下に伴う地盤沈下はほとんど生じないものと考える。</p>
5. 地形・地質	<p>工事の施行中、開削工事区間においては、土地の安定性の変化(地盤の変形)及び地下水位の変化のほとんどない剛性や遮水性の高い土留工法で施工し、さらに入念な施工管理を行う。またシールド工事区間においても、土地の安定性の変化及び地下水位の変化のほとんどない閉塞式機械化シールド工法で施工し、さらに入念な施工管理を行う。したがって、影響は少ないものと考える。</p> <p>工事の完了後の地下構造物による周辺の地下水位の変化はほとんどないので、周辺の生活環境への影響はないものと考える。</p>
6. 水生生物	<p>生育する水生生物は河川に一般的にみられる種であり、また工事の施行中は濁水防止のための保全対策を講ずるため、水生生物への影響は少ないものと考える。</p>
7. 史跡・文化財	<p>工事の施行中、シールド工事区間に近接する指定文化財については、シールド工法が地表への影響をほとんど及ぼさないことから、影響はないものと考える。また、開削工事区間に近接する指定文化財については、開削工法が周辺の土地の安定性に変化を及ぼすことがほとんどないと考えられることから、影響はないものと考える。</p> <p>シールド区間の周知の埋蔵文化財包蔵地については、表層の地形の改変は行わないので、影響はないものと考える。また、周知されていない埋蔵文化財包蔵地が確認された場合、文化財保護法等の規定に基づき適切に対処するため、影響は少ないものと考える。</p>

